

議案第48号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年5月18日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第94条第8項中「たばこ税」を「金額」に改める。

附則第10条の2中第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第94条第8項の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、中小事業者等が取得をした生産性の向上に資する設備に係る固定資産税について、課税標準の特例を定めるほか、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。